

幼児教育無償化（預かり保育）給付までの流れ

①施設等利用給付（２・３号）認定申請【保護者⇒区】

提出書類A

子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書（法第30条の4第2・3号）

提出書類B

根拠書類

（勤務内定証明書・就労状況申告書・母子手帳の写等）

※保護者それぞれとも必要

預かり保育利用前月末までに申請
（遡っての認定は出来ません。）

②認定通知【区⇒保護者】

認定を受けたお子さんの保護者あてに請求書と領収書兼提供証明書を送付します。

前期（４～９月分）９月中旬頃

後期（１０～３月）３月中旬頃

③施設等利用費請求書（領収書兼提供証明書） 提出
（前期分、後期分それぞれで提出が必要です。）

前期（４～９月分）：１１月末

後期（１０～３月分）：５月末

④決定通知発送・口座入金【区⇒保護者】